

第 2 2 7 回  
福岡県都市計画審議会会議録

平成 2 8 年 5 月 2 6 日  
ホテルレガロ福岡

午後 2時00分 開会

(山本課長補佐) 定刻となりました。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます建築都市部都市計画課課長補佐の山本と申します。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、県庁では、省エネルギーのための軽装、いわゆるクールビスを実施しております。委員の皆様におかれましても、御理解・御協力を頂きますようお願い申し上げます。

現在、21名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は、全部で7点でございます。まず、本日の第227回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げておりますが、順に申し上げます。

1点目は、第227回福岡県都市計画審議会議案と書かれたA4判横長の資料でございます。

2点目は、第227回福岡県都市計画審議会委員用図面と書かれたA3判横長の資料でございます。

3点目は、第223回福岡県都市計画審議会第3756号議案（北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について）に係る議決後の経過についてと書かれたA4判縦長の資料でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、当審議会委員名簿、それから当審議会の条例及び受付でお配りしました配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして全部で7点でございます。どうぞ、御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。

では、武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) それでは、定足数に達しておりますので、第227回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員3名に交代がありましたので、御紹介いたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、福岡財務支局長の森山茂樹様。今日は代理の岡部様に來ていただいております。岡部様、一言、御挨拶を頂けますでしょうか。

(森山委員代理 岡部) 失礼いたします。12月1日付けで支局長が替わりまして、森山が着任しております。今日は所用がございまして、私、管財部長をやっております岡部といたしますが、代理で出席しております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(武居会長) よろしく願いいたします。

続きまして、九州農政局長の金丸康夫様。なお、金丸様は、本日、御欠席との連絡を頂いております。

続きまして、九州地方整備局長の小平田浩司様。本日は、代理として安倍様がおいででございます。安倍様、どうぞ、御挨拶をお願いいたします。

(小平田委員代理 安部) 4月1日付けで局長が小平田に替わりました。今日は所用により出席がかないませんので、私、福岡国道事務所長の安倍が代理として出席しております。よろしく願いいたします。

(武居会長) どうぞ、よろしく願いいたします。

以上の3名の方に御就任いただきました。よろしく願いいたします。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従いまして、正面に向かって右側より委員番号順とさせていただきますので、御了解くださいますようお願いいたします。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もございまして、挙手されて、マイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴して下さいますよう御協力をお願いいたします。よろしく願いいたします。

これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしておりますので、これが守られない場合には即刻、退室いただくこともございますから、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

では、審議に入ります。

本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の2議案です。

まず、第3767号議案「福岡都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(酒井幹事) 都市計画課長の酒井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案の説明につきましては、お手元の議案集及び図面並びに前面のスクリーンで御説明させていただきます。

それでは、第3767号議案について御説明させていただきます。この議案は、福岡都市計画道路の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は1ページから4ページまででございます。委員用図面の3767-1から3767-3ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

スクリーンをごらんください。

春日市は、福岡県の西部に位置しており、人口が約11万人の都市であります。福岡都市圏には、東部に福岡空港があり、また、鉄道としまして、九州新幹線、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線が縦走しております。主要幹線道路としましては、東側には九州自動車道が縦走しており、太宰府インターチェンジで福岡都市高速が接続し、国道3号、国道202号及び国道385号が圏域内を縦走しております。

今回、変更を行いますのは、3・3・20号福岡筑紫野線でございます。本路線は、福岡市中央区清川1丁目を起点とし、大野城市大字上大利を終点とする延長約1万1,300メートル、代表幅員22メートルの幹線街路でございます。

それでは、変更内容について御説明いたします。今回、福岡外環状道路であります都市計画道路3・1・6号井尻姪浜線及び3・2・12号井尻粕屋線に接続するまでの約190メートルの区間について、交通解析等の結果を踏まえ、左折車線の滞留長を30メートルから180メートルに、右折車線の滞留長を30メートルから106メートルにそれぞれ変更するものでございます。

また、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画を定める事項として車線の数が追加されたことから、車線数を4車線に定めるとともに、終点位置の名称を住居表示のとおりに変更するものでございます。

最後に、手続について御説明いたします。平成27年9月15日から10月2日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は3名でしたが、公述の申出がなかったため、公聴会は開催しておりません。次に、平成27年12月1日から15日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は4名でしたが、意見の提出はございませんでした。次に、関係市町である

春日市及び大野城市へ意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議をいただき、御承認を頂けましたら、変更の告示を行う予定でございます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御質問や御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御承認頂いたということで、そのように決めます。ありがとうございました。

続きまして、第3768号議案「宇美町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

幹事であります県建築指導課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(讚井幹事) 福岡県建築都市部建築指導課長の讚井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、第3768号議案について御説明いたします。お手元の議案書の5ページ及び委員用図面第3768号を、表紙を除きまして4枚目になりますが、ごらんください。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく廃棄物処理施設に係る許可に伴い、その敷地の位置について本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

建築基準法第51条におきましては、卸売市場、ごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、その敷地の位置が都市計画において決定しないものは、ただし書の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である福岡県知事が許可した場合に設置することができることになっております。

議案書を1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。本計画の概要について御説明いたします。

申請者は、株式会社新生、代表取締役田籠将勝でございます。敷地の位置は、宇美町大字井野字野口392-1、392-3、宇美町大字井野字ウソフキ432-74、75、76で、敷地面積は1万6,891.99平米でございます。産業廃棄物処理施設の処理能力は、許可対象となっている品目で、廃プラスチック類が1日当たり295.2トン、木くずが464.0トン、瓦れき類が1248.8

トンでございます。

本案件は、使用済みの自動車及び建設副産物をリサイクルできるものとそうでないもの  
とに選別を行う産業廃棄物の中間処理施設でございます。リサイクルできるものについて  
は、これまで、売却や別の破砕可能な施設で委託処理を行っておりましたが、今回、自社  
で破砕処理まで完結させるため、廃プラスチック類、木くず、瓦れき類、ガラスくず等の  
破砕施設を設置することとなったものでございます。

設置予定の施設が、建築基準法第51条におけるその他政令で定める施設に該当するため、  
申請を行うものでございます。

それでは、施設の内容について詳しく御説明いたします。スクリーン又はお手元の委員  
用図面3768-1を御覧ください。申請地の位置図でございます。方位は、図面の上が北とな  
ります。

申請地は、宇美町役場から西に約1.3キロに位置し、都市計画区域内で、用途地域は工業  
専用地域に指定されております。搬入・搬出経路を青い線で示しております。北東側の幅  
員9メートルの町道から、敷地の前面へと続く幅員9.6メートルの町道を通って、使用済み  
の自動車を運ぶ4台積載の車両運搬車両や4トンの廃棄物運搬車両が、1日約40台出入り  
する計画であります。現在の交通量からの増加はございません。

操業時間は、日曜・祝日を除き、午前8時から午後6時まででございます。

1枚めくっていただきまして、委員用図面3768-2を御覧ください。付近見取図ござい  
ます。方位は、同じく、図面の上が北となっております。

緑色で囲まれた敷地が申請地でございます。右端に凡例を示しておりますが、グレーで  
色を塗っている建築物が工場・作業所、ピンクで色を塗っている建築物が倉庫ございま  
す。申請地周辺は、工場や倉庫等が立地している状況でございます。東側隣接地は小学校  
であります。申請地と小学校の敷地は約20メートルの高低差があり、小学校側が高くな  
っております。関係地域としまして、赤色で囲っている半径300メートルの範囲が、福岡県  
産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、住民説明会  
の対象となる範囲でございます。

住民説明会を開催しておりまして、騒音や車両の通行についての意見がございましたが、  
騒音に対する対策、車両の通行計画等について説明を行い、理解を得ております。また、  
環境保全協定書を地元地区と結んでおりまして、合意形成を図っている状況でございます。

1枚めくっていただきまして、委員用図面3768-3を御覧ください。配置図でございます。

方位は、図面の左上が北となっております。申請地は、北西側で町道に接しており、この幅員9.6メートルの町道を車両出入口として使用しております。敷地面積は1万6,891.9平米で、今回新設する建物、処理施設は、配置図の中央あたり、既存建物の自動車解体場の南側の黄色と水色で塗っている部分になります。

新設する建物は、赤い線で囲っておりますダストヤード、選別棟、シュレッダー棟、油圧機械棟の4棟で、新設する処理施設が水色で塗っている部分で、処理機とベルトコンベヤーであります。許可の対象となります破砕機は、油圧機械棟の左側の部分とシュレッダー棟の内側に設置しております。油圧機械棟の左側の破砕機の処理能力は、1日当たり、廃プラスチック類が60.6トン、木くずが95.2トン、瓦れき類が256.0トンでございます。シュレッダー棟内の破砕機の処理能力は、1日当たり、廃プラスチック類で295.2トン、木くずが464.0トン、瓦れき類が1,248.8トンとなっております。

処理する廃棄物、廃自動車は、黒の実線で示しておりますルートで搬入され、オレンジ色で示しているルートで処理され、黒の点線で示しているルートで搬出されます。

騒音・振動につきましては、高低差が約20メートルある東側を除きまして、北側、南側、進入路がある西側の敷地境界3カ所において調査を行っております。それぞれ騒音規制法、振動規制法の規制基準以下であることを確認しており、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことはないと考えられます。

1枚めくっていただきまして、委員用図面3768-4をごらんください。処理工程のフロー図でございます。図面の中央の黄緑色の部分が、使用済みの自動車の解体後及び建設副産物の中間処理工程であります。これまでは、上段の圧縮切断施設のみで処理を行っていましたが、今回、下段の「新設」と記載しております破砕選別施設を新たに設置しまして、許可の対象となります破砕処理を行うものでございます。

当該施設は、産業廃棄物の原材料や燃料として再利用するという循環型社会に寄与するものであり、当該申請地は工業専用地域に位置し、土地利用計画上、支障がなく、また都市計画施設もないことから、当該施設が立地します宇美町からは、都市計画上、支障がない旨の意見書が提出されております。

また、本事業計画は、今回、破砕選別という処理を追加するもので、処理量の変更はなく、また、搬入・搬出の運搬車両台数も、現在と変わらない計画でございます。なお、施設から発生する騒音・振動についても、先ほど御説明いたしましたとおり、それぞれ法で定められた規制基準値を下回っております。

以上を踏まえまして、当該施設の敷地の位置については、都市計画上、支障のないものと判断しまして、本日の審議会にお諮りするものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

どうぞ、寺町委員。

(寺町委員) 1番の寺町です。

一つ教えていただきたいのですけれども、リサイクルすること自体に私は賛成ですけれども、こちらの処理施設に隣接して小学校があるのですが、そちらの小学校の通学路とこちらの処理施設から出るトラックの動線がトラブルを起こしているとかいう現状は特になのでしょうか。

というのは、これは多分、処理する廃棄物の量が同じだとしても、出ていくトラックの数が増えるんじゃないかなと思ったからです。3768-4の図面を見ると、真ん中ら辺に選別をしてから破碎処理をすると書いてあるので、廃プラスチック、ガラスくず、木くず等々をそれぞれ、ばらばらにトラックで搬出してトラックの運用台数が増えるのじゃないかと、ちょっと心配になったので、そうした懸念がないのかというのが質問の趣旨です。

(武居会長) それでは、よろしくお願いいたします。

(讀井幹事) 今回の処理の分につきましては、事業者側がこれまで搬入して処理する廃棄物の種類や量を計算しまして、基本的に、出入りするトラックの車両の量は変わらないという話です。

それと、御説明の中にありましたけれども、環境の協定を地元と結んでおりまして、やはり地元の方に、出入りする車両についての心配がございましたけれども、それについても、通学時間を外すことをその協定書の中に盛り込み、また、今後、何か御意見等があったらちゃんと協議をする場を持つということで地元と合意形成を図っているということでございます。

(武居会長) ありがとうございます。

寺町委員、いかがでしょうか。

(寺町委員) 大丈夫です。分かりました。

(武居会長) そのほかに、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

(原田委員) 3番の原田です。



確認ですけれども、今の協定書の関係で、最初、御説明のときには協定を図っておりますとおっしゃったので、実際に協定がされたのかどうかよく分からなかったんですね。最終的には地元と協定書を交わされたということですか。

(讀井幹事) この計画自体は数年前からありまして、地元と協議を行っております。協定書そのものは、平成19年に締結をしているところでございます。

(原田委員) そのときに、騒音について御説明いただいたのですけれども、例えば小学校のほうに粉じんというか、破碎に伴うほかの煤じん、ほこりとかについては問題はないんでしょうか。

(武居会長) どうぞお答えください。

(讀井幹事) 粉じんにつきましては、施設の中で散水装置や集じん機等を設置するというところで、また、その機械を建物の中に入れておりますので、対策をとっていると考えております。

(原田委員) ありがとうございます。

(武居会長) 今の回答でよろしいですか。

(原田委員) はい。

(武居会長) それ以外に何か御質問とか御異議はございませんでしょうか。  
どうぞ。

(吉武委員) 7番の吉武です。

今のお二方の質問でもうフォローされているのかもしれないですが、地元の説明会で幾つか意見があつて、それについては説明がなされて御理解いただいたという御説明があつたかと思っておりますけれども、具体的にどのような質問があつて、どのように答えられているかということを紹介していただきたいと思っております。

(武居会長) どうぞ。

(讀井幹事) 一つは、粉じんとかPM2.5の発生はないのかということで、先ほど御説明しましたけれども、粉じんについては集じん機、サイクロン等を設置して防いでおりますという話です。

それから、使用済みの自動車を含む処理が行われますので、油がどのように処理されているのかという質問がございました。油につきましては建物内で回収し、また、排水に当たっては3槽式の油水分離槽を通過して出し処理をするという話です。

それから、車両台数についてはこれまでと変わらず、40台前後ということで説明をして

おります。

(吉武委員) 以上ですね。

(讚井幹事) はい。

(武居会長) ありがとうございました。

そのほかに、何か御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのほかに御意見とか御異議がないようでしたら、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

最後に、第223回都市計画審議会におきまして、第3756号議案「北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について」を議決の際に、公園内への駐車場等への設置や維持管理については、住民との意見交換の場を設けるように努めること及び要望のあった公共施設の設置については、関係機関に要望の内容を伝え、配慮することという意見をさせていただいたのでありますが、北九州市さんから議決後の取組につきまして報告したいとの申出がありましたので、報告していただきたいと思えます。

それでは、北九州市さん、よろしく申し上げます。

(北九州市 太田課長) 北九州市建築都市局区画整理課長の太田と申します。よろしくお願ひいたします。本日はこのような報告の機会を頂きまして、まことにありがとうございます。

それでは、第223回福岡県都市計画審議会、第3756号議案に係る議決後の経過について御報告させていただきます。説明は、お手元の資料及び前方のスクリーンで進めさせていただきます。

前のスクリーンにございますように、一昨年、北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧において、意見書が提出されました。そのため、土地区画整理法第55条第3項に基づきまして、平成26年12月24日に当審議会でも御審議を頂いたものでございます。その結果、事業計画の変更に係る意見の内容につきましては、採択すべきでないとの議決を頂き、平成27年2月16日に事業計画変更の公告を行っております。

本日は、その審議の議決に当たりまして、2点の意見が付されておりますので、その経過等を御報告させていただきます。

まず、学術・研究都市北部地区の場所でございますけれども、お手元の資料では、委員用図面の最後から2枚目の図面でございますが、北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業は、JR鹿児島本線折尾駅から北方へ約3キロの位置でございます。

事業計画の変更の内容ですけれども、お手元の資料では委員用図面の最後の図面でございます。変更の内容は、資金計画の変更、事業施行期間の変更、設計の概要の変更の3点を行いました。

意見書は、このうち設計の概要の変更に関するもので、内容としては、図中の④の変更に関するものでございました。④の変更内容は、近隣公園の区域の一部に市民センターの建設を予定していましたが、③の変更で小学校の建設位置を変更する見直しを行いました。この変更にあわせまして、公園区域内に予定していましたが市民センターを当該小学校と合築——合わせて建築する見直しを行ったところでございます。このため、公園区域のうち、市民センターの建設予定箇所を公園から宅地に変更したものでございます。

前のスクリーンの方ですけれども、事業計画の変更についての意見ですが、公園の一部を縮小することについて反対する内容でございました。具体的には、山と公園で自然空間としてまとまっていた景観が損なわれ、自宅からの景色も変わるので変更反対という意見でございました。

その他の主な意見は、路上駐車も多い上、見通しも悪化し、交通事故など子供の安全が脅かされており、駐車場をつくってほしいという駐車場の設置を求める意見と、多目的ホール、公民館、児童館、警察署、消防団の拠点を設置してほしい、トイレを設置してほしい、おしゃれなカフェをつくってほしいといったような施設の設置を求めるものでございました。

これらの意見について当審議会でも内容を審議いただき、意見を採択すべきでないとの議決をいただいたところでございます。その議決に当たりまして、公園内への駐車場等の設置や維持管理について住民との意見交換の場を設けるよう努めること、2点目、要望のあった公共施設の設置について、関係機関に要望の内容を伝え、配慮することの2意見を頂いたものでございます。

それでは、まず1点目の公園内への駐車場等の設置や維持管理について、住民との意見交換の場を設けるよう努めることについての経過について御報告させていただきます。

都市計画審議会の後、地元住民との意見交換や、自治会班長会での延べ10回の協議を実施いたしました。このほかにも、毎年実施している地元説明会で延べ5回、改めて説明を行いました。また、意見交換会や地元説明会に出席できなかった方もおられますので、資料や質疑応答を含めた議事録を町内会に回覧で周知いたしました。

意見交換会は、公園の周辺に当たる塩屋2組、3組の588戸を対象に、開催案内を配布するとともに、回覧板による周知を行い、37名の出席者がございました。この意見交換会では、区画整理事業の仕組みを含め、変更を行った経緯や理由の説明を行いました。

一方、宅地を変更する部分ではなく、既存の公園内であれば駐車場等の整備は可能であるが、地域住民で維持管理することが前提になるので、維持管理を含めて考えていただく必要があることを説明し、自治会に意見の集約をお願いいたしました。

そこで、自治会と話をする場を持ち、自治会班長会で協議をいたしましたが、自治会としては、既存の公園が駐車場等の設置で狭くなることは希望しない、自治会全体の話ではないので、当事者である意見書提出者と直接、話をしてほしいとの回答でございました。

次のスライドですが、このため、自治会との協議を経まして、意見書提出者を含めた個別の意見交換会を平日及び日曜日に6回設定いたしまして、それぞれ2時間、公民館に職員が常駐する形で実施いたしましたところ、実際に見えられた方は3名でございました。その結果、この3名の方ですが、意見書提出時に景観が損なわれ、自宅からの景色も変わるので納得できない、変更することは暴挙だという意見を持たれていた方ですが、法的手続を経た決定事項であり、計画変更が必要であったことは理解できるという意見を頂き、宅地ではなく公園にしてほしいという意見は依然、持たれているものの、事業計画の変更について一定の御理解を頂いたと考えております。今後もこれらの方々を含め、地元の皆様に丁寧な説明を続けてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、要望があった公共施設の設置について、関係機関に要望の内容を伝え、配慮することについての経過について御報告させていただきます。前のスライドのほうで説明させていただきます。

要望の内容は、多目的ホール、公民館、児童館、警察署、消防団の拠点でございました。このうち、多目的ホール、公民館、児童館につきましては、平成29年4月に、おおむねこれらの機能を持った市民センター及び放課後学童クラブの開所が決定しております。

次に、消防団の拠点についてですが、消防団の拠点ではございませんが、平成30年に小学校の向かい側に消防署の開設が決定しております。

最後に、警察署、交番、駐在所についてですが、設置について毎年開催されております北九州市と県警との連絡会議において要望をさせていただいているところでございます。今年度も設置の要望をさせていただきたいと考えているところでございます。このように、要望のあった施設の設置につきましては、おおむね実現する見込みでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

(武居会長) ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

(吉武委員) 経緯の御説明をありがとうございます。

今日、配っていただいた資料の②自治会の役員会というところの表現がちょっと気になるので、教えていただきたいのですが、「既存の公園が駐車場等の設置で狭くなることは希望しない」ということは、宅地であっても狭くなるので希望しないということだと思っております。この読み方です。公園が駐車場等の設置で狭くなることは希望しないと書いてあるんですが、市の計画変更そのものは、宅地にするので公園は小さくなるわけですね。だから、これはどのように読めばいいのかということなんです。宅地にして狭くなるのもほんとは希望しないし、駐車場でも希望しないと読めるのですが、ちょっとそのあたりの感触を教えていただけませんか。

(武居会長) どうぞ、よろしく申し上げます。

(北九州市 太田課長) この部分につきましては、経緯をもう少し掘り下げて説明いたしますと、最初に自治会等に説明していった中で、結局、個別説明会に見えられた方は3人だったということで、最終的に、宅地ではなくて公園がいいという意見を持たれていた方は3人ということでした。この中で、意見書を出されたほとんどの方には、宅地化することについては、事業上やはり事業費の確保等の観点からやむを得ない変更であることは御理解いただきました。先ほども口頭では説明したのですが、公園を宅地化することは事業上必要な変更ですということは御理解いただきました。しかしながら一方で、やはり駐車場が欲しい、トイレが欲しいという意見があって、残った公園の中で駐車場を造ることは可能ですが、しかしながら、いずれにしても、駐車場をつくる場合は地元で管理していただくということが条件になります、ということですので、宅地で公園が狭くなったことは御理解いただいたのですけれども、駐車場を造るとさらに公園が小さくなるということは望みませんという内容でございます。

(吉武委員) 理解できました。

この資料は、そういう意味ではちょっと誤解を招きやすいので、今のような表現にもう一度明確化された方がいいのかなと思います。

(武居会長) ありがとうございました。

北九州市さん、何か。

(北九州市 太田課長) 事務局の方と御相談をさせていただいて、対応させていただきたいと思います。

(武居会長) ありがとうございました。

そのほかに何か御質問とかございませんでしょうか。

どうぞ。

(寺町委員) 今、御説明いただいて、地区の関係者の方にいろいろ働きかけをして、大分合意を得られたんだなというのはわかったんですが、一つ気になるのが、③意見提出者との意見交換会で、出席された方が3名だったから、その方たちからは一応合意は得られたというお話の趣旨だったと思うのですけれども、そもそも意見を出された方はかなりの人数おられましたよね。この出席された3名の方がオーケーだったので、その70名の方がオーケーだと解釈をしていいのかなということについて、どう思われているのかを御説明いただければと思います。

(武居会長) ありがとうございました。

どうぞよろしく申し上げます。

(北九州市 太田課長) 地元説明会につきましては、その前に平成27年3月に説明会を開いております。このときは、37名の方に御出席いただいたのですけれども、この中で丁寧に変更の経緯や内容を説明させていただきまして、先ほども御説明させていただいたのですけれども、「ああ、そういうことだったんですか」と。要は事業計画上、資金計画上も必要な変更なのですということはこの27年3月に説明させていただいた段階で、意見書を出された方々も「そういうことだったら意見書を出さなかったのに」ということを頂きました。そういったところで、この27年3月の説明会の中でも、かなりの御理解を頂きました。

それで、じゃあどうするかということについては、自治会で意見を取りまとめましょうということで、その後、27年6月の自治会との協議に入ったわけでございます。その結果が、自治会としては、今回、駐車場については希望しませんという中で、最終的にはやはり意見書を出された方も含めて、個別にしっかり対応してくださいという内容でございま

した。

それで、27年10月に少しでも多くの方においでいただけるということで、6回に分けてやったところ、その27年3月、6月の説明をした上で、やはりこの3名の方がもう一度お見えになられたということで、ここで改めて個別に説明をさせていただいたところ、この3名の方についても一定の御理解を頂いたというものでございます。

(武居会長) ありがとうございます。よろしいですか。

(寺町委員) 分かりました。分かりやすい説明を頂いたので、納得できました。

一つだけ気になったのが、10月の特定の期間に6回ぐらい開催されているのですが、これは私事で申し訳ないのですが、私なんかも日程調整されずに突然会議の予定が入ってくると、行けませんと言って欠席するので、そういう意味ではサイレントマジョリティー——まだ意見があるんだけど、コンタクトがとれていない人がいるのかなとちょっと心配になったので、質問をさせてもらいましたけれども、大体、状況は、分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) ありがとうございます。

そのほかに、何か御意見等ございませんでしょうか。

どうぞ、山田委員。

(山田委員) 1号委員の3番の山田と申します。

今、要望があった公共施設の設置は、されるということを伺ったのですが、その設置場所はどこになるのでしょうか。

(武居会長) どうぞお答えください。

(北九州市 太田課長) すみません、先ほどの説明が足りていませんでした。

前にスライドを御用意いたしますけれども、公共施設の場所は小学校の敷地に合築でございます。今回、川沿いに予定していた小学校を大学ゾーンの中心部に変更したんですけれども、あそこの小学校の敷地の中に市民センターといったものを合わせて整備を今進めているところでございます。

(山田委員) 分かりました。では、住民の方の利用しやすい場所に設置されるということでですね。

(太田課長) そうですね。私どもといたしましては、やはり地区の中心に持ってきたということで、今おっしゃっていただいたように、皆さんに利用していただきやすい場所になったと考えております。

(山田委員) わかりました。ありがとうございます。

(武居会長) ありがとうございます。

そのほかに何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御質問がないようでしたら、以上で報告を受けたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) 審議会としましては、2点、意見を出させていただきまして、この2点につきましては、北九州市さんに丁寧に何度もしていただいて、ちゃんと後をフォローしていただいたので良かったと思っております。今後なるべく多くの方の御理解を得られるように、丁寧な御説明の方をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

何か、事務局の方から報告ございますか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、本日の審議は以上です。ここで、運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、1番の寺町委員と7番の吉武委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、次回審議会につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましても、是非、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は、長時間にわたる審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これにて解散いたします。ありがとうございました。

午後 2時49分 閉会



以上のとおり、第227回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員